

『図解でわかる 戸籍の見方・読み方』 に関する追加情報について

以下の記述を追加情報として掲載いたします。

●P35 「■大正4年式から昭和23年式への改製時の注意点」の下に

■家督相続

大正4年式戸籍を見るときは家督相続が重要な意味を持ちます。

旧民法では、家督相続という制度がありました（明治31年～昭和22年）。家督相続とは、家督相続人（原則長男）が、従前の戸主がもっていた地位（一身専属のものを除いた一切の権利義務）を承継することです。家督相続の優先順位は、第1順位の直系卑属（長男優先）から第5順位の親族会により選定した者までが法定されていました。昭和22年5月2日までの死亡についての相続登記は、家督相続が登記原因になっています。皮肉なことですが、この家督相続制度があったため、昔は、現在とは異なり相続争いが少なかったようです。

現行民法では、相続は被相続人の死亡によってのみ開始されますが（民法882条）、家督相続は、戸主の死亡以外にも原因がありました。「死亡」以外の原因としては「隠居」・「入夫婚姻」・「国籍喪失」等があります。このうち「隠居」は、時々みかけることがあります。「隠居」とは、戸主が家督を他の者に譲って引退することです。戸籍には、「隠居ニヨリ家督相続」と記載されます。入夫婚姻とは、夫が女戸主である妻の家に入る婚姻のことです。この場合、夫は原則として戸主となり、女戸主であった妻から生前に家督相続を受けることになります。

以上